

航空機関連分野参入促進・人材育成事業補助金交付要領

1 目的

この要領は、航空機関連分野参入促進・人材育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に関して必要な細目を定めることを目的とする。

2 補助対象経費

要綱第5条及び別表2で規定する経費は、以下のとおりとする。

- (1) 交通費のうち航空賃は、普通運賃の額の範囲内の額とする。なお、航空賃には、空港施設利用料を含む。
- (2) 宿泊料は、北海道職員等の旅費に関する条例第18条第1項に定める特定職員以外の者の額を上限とする。
東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市 ～ 10,900円
上記以外の地域 ～ 9,800円
- (3) 宿泊数は、研修派遣等にかかる日数に前後泊を加えた日数を上限とする。
- (4) 往復の航空賃及び宿泊料金が一体となったいわゆるパック旅行を利用する場合は、前記(2)の航空賃及び同(3)の宿泊料の合計額を上限とする。
- (5) 他の用務により通常勤務地とは別の地域から研修派遣等実施地域へ移動する場合は、当該別の地域(国内に限る。)から研修派遣等実施地域までの交通費を対象とする。その上限は、通常勤務地から研修派遣等実施地域までの交通費の額とする。また、研修派遣等の終了後、他用務地へ移動する場合も、同様とする。
なお、他の用務地に前後泊する場合は、上記(3)の規定によらず、当該前後泊に要する宿泊料は対象としない。
- (6) 精算時に必要な根拠書類は別表を参照する。

3 補助額

補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表 精算時における根拠書類について

区 分	根拠書類
航空賃	領収書及び搭乗券または搭乗証明書（写し）
鉄道、バス等運賃	領収書等（写し）（領収書の取得が困難な場合は、社会通念上、合理的かつ経済的な経路で積算）
宿泊料	領収書等（写し）